

舞鶴市建築確認事前協議の事務手続きが変わります。

～事前協議の範囲～

1. 事前協議申請（申請者→舞鶴市都市計画課）  
提出図書 ①建築確認申請正本・副本  
②建築確認申請消防用（正本と同じ内容）  
③市事前協議書用（建築確認申請の第1～6面・位置図・配置図）
2. 事前協議
  - ① 建築確認申請正本・副本は受付後、その場で受付㊟押印後すぐに返却  
郵送の場合は正本・副本と完了書が入る返信用封筒をご用意ください。
  - ② 消防用は受付㊟押印後に都市計画課から消防本部へ転送
  - ③ 市で都市計画等に関する内容を確認
  - ④ 舞鶴市建築確認事前協議完了書の発行（返却）(A4 1枚両面)  
・審査機関用のみの発行となります（申請者控え無し）
    - ・今まで通り窓口での受け取りも可能です。
    - ・郵送希望：A4一枚が入る返信用封筒をご用意ください。
    - ・メール希望：次のとおり案件ごとにメールを送信ください。  
標題を「建築確認事前協議」とし①代理人氏名 ②建築場所 ③建築主 ④建築確認事前協議完了書の送り先メールアドレスを記入し、舞鶴市都市計画課メールアドレス：[tokei@city.maizuru.lg.jp](mailto:tokei@city.maizuru.lg.jp)に送信してください。
3. 事前協議の事務処理期間  
2～3日程度（市役所開庁日）
4. 事前協議の注意事項
  - 事前協議は建築場所の都市計画等の指定状況を確認するもので、建築の可否や構造の適否等について、市が判断するものではありません。
  - 事前協議は各項目に対する必要な届出や手続きが完了していることを確認するものではありません。
  - 事前協議事項において、他の届出などが必要な場合は行ってください。  
（例：都計法53条許可 地区整備計画の届出など）
  - 用途地域界や防火地域等界の記入が必要な場合は、別途記入願（2,200円）を提出ください。
  - 都市計画施設（道路など）の記入が必要な場合は、別途記入願（無料）を提出ください。



～建築確認申請～

確認申請書提出

正式受付

（申請者→建築主事または指定確認検査機関）

- 提出図書—舞鶴市建築確認事前協議完了書 協議確認申請正本・副本

# 舞鶴市建築確認事前協議手続き新旧対象表

令和3年5月6日 舞鶴市建設部都市計画課

変更有無	手続き	新	旧
変更なし	提出方法	窓口提出・郵送（正副返信用封筒等）	窓口提出・郵送（正副返信用封筒等）
	提出図書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築確認申請 正本、副本</li> <li>・建築確認申請 消防用（正本と同内容）</li> <li>・建築確認申請 事前協議用</li> </ul> （建築確認申請の第1～6面の㊟・位置図・配置図）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築確認申請 正本、副本</li> <li>・建築確認申請 消防用（正本と同内容）</li> <li>・建築確認申請 事前協議用</li> </ul> （建築確認申請の第1～6面の㊟・位置図・配置図）
変更あり	正・副本の返却方法	受付時に受付㊟押印後その場で返却	事前協議完了書と同時に返却
変更なし	消防用	消防本部に転送	消防本部に転送
変更あり	事前協議済書	審査機関用（A4両面）1枚	審査期間用・申請者控え用 2枚
	事前協議完了書の返却方法	済㊟なし 窓口提出受取・郵送（返信用封筒等） メール返信の場合は事前に都市計画課あてメール送信）	窓口提出受取・郵送（正副返信用封筒等） （正・副本に添付 済㊟押印）
	期間	営業日2～3日	市街化区域1週間 調整区域2週間
	調整区域の建築可否	確認なし	調整区域は建築の可否を中丹東に確認後に事前協議完了
	用途地域・防火界の記入	別途 記入願いの提出（2,200円）	正・副図面に記入
	前面道路	種別の記入	建基法42条道路の確認
	臨港地区協議書㊟	事前協議に提出不要	提出確認後に事前協議完了
	都市計画施設記入	別途 記入願いの提出（無料）	正・副図面に記入
	都計法53条許可	別途提出	許可確認後に事前協議完了
	地区整備計画	別途届出	届出確認後に事前協議完了
	開発	手続き情報の提供	開発工事完成後に事前協議完了
	立地適正化計画	別途届出	届出確認後に事前協議完了
災害危険区域	事前協議に提出不要	許可確認後に事前協議完了	
変更なし	下水道区域	区域の確認	区域の確認
変更あり	上下水道の情報	回答なし（情報提供 都計→上下道）	回答
	農地転用	回答なし（情報提供 都計→農業委員会）	回答
	埋蔵文化財	回答なし（情報提供都計→文化振興）	回答
	建築確認申請の変更に伴う事前協議	事前協議完了書の項目に変更がある場合	変更確認申請が必要な場合

## 舞鶴市建築確認事前協議完了書

2021年5月6日

指定建築確認検査機関 様

市舞3第 43 号

建築場所	舞鶴市字北吸1044			
建築主	住所	舞鶴市字南田辺12-12	氏名	舞鶴太郎・舞鶴花子
代理者	氏名	設計 一郎		
	連絡先	080-.....	備考	

建築確認事前協議のありました、上記の建築場所について、次のとおり回答します。

舞鶴市 建設部 都市計画課

項目	確認事項	備考
区域区分	都市計画区域内 市街化区域	
防火地域	指定なし（建築基準法22条区域）	
前面道路	市道	
臨港地区	臨港地区外	注1)
用途地域	商業地域 100/60 第1種低層住居専用地域 80/50	注2)
都市計画施設	都市計画施設内（未整備）53条許可 必要	注3)
地区整備計画区域	地区整備計画区域内 安岡地区	注4)
開発	都市計画法29条開発	注5)
立地適正化計画	届出 対象（届出済）	注6)
災害危険区域	災害危険区域外	注7)
下水道区域	公共下水道区域	
備考		

※ 事前協議は建築場所の都市計画等の指定状況を確認したもので、建築の可否や構造の適否等について、市が判断したものではありません。

※ 事前協議は各項目に対する必要な届出や手続きが完了していることを確認したものではありません。

※ 代理者の方は必ず（2/2）ページをご確認ください。

次ページあり

代理者 様へ

- 注1) 臨港地区内の場合は、京都府港湾事務所（0773-75-0192）との協議が必要です。
- 注2) 用途地域が2つ以上にまたがり、用途地域の境界を確認したい場合は、用途地域証明願を市都市計画課へご提出ください。（用途地域証明手数料：1件2,200円）
- 注3) 都市計画施設の区域を確認したい場合は、都市計画施設の記入願を市都市計画課へご提出ください。（無料）
- 注4) 地区整備計画区域内の場合は、都市計画法第58条の2に基づく届出が必要ですので、市都市計画課へお問い合わせください。
- 注5) 都市計画法29条の開発許可及び同法43条の建築許可の適否については、中丹東土木事務所建築住宅課（0773-42-8785）に、市要綱開発については、市都市計画課にお問い合わせください。
- 注6) 立地適正化計画の届出が対象の場合は、都市再生特別措置法第88条又は108条の届出が必要ですので、市都市計画課へお問い合わせください。
- 注7) 災害危険区域内の場合は、市国府事業推進課（0773-66-1047）にお問い合わせください。

- 舞鶴市内で建築行為する場合の注意事項は次のものがあります。

内 容	担当課	連絡先
埋蔵文化財包蔵地に関する届出	文化振興課	0773-66-1019
市街化調整区域内の農地転用に関する事	農業委員会	0773-66-1023
上下水道に関する事	お客様サービス課	0773-66-1028

- 市都市計画課から各担当課へ当該情報を提供いたしますので、該当する場合は連絡を差し上げることがありますので、あらかじめご了承ください。

- 計画変更の事前協議については、市都市計画課にお問い合わせください。なお、計画変更が生じた場合は、必ず東消防署（65-0119）または西消防署（77-0119）に連絡してください。

建築確認事前協議に関する問い合わせ先

舞鶴市建設部都市計画課

TEL：0773-66-1048 FAX：0773-62-9894

E-mail：tokei@city.maizuru.lg.jp